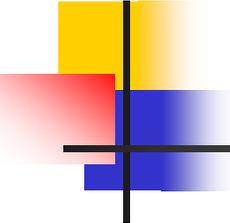


安保理決議1540号に対する 税関の対応

平成24年9月15日

前財務省 柴生田 敦夫

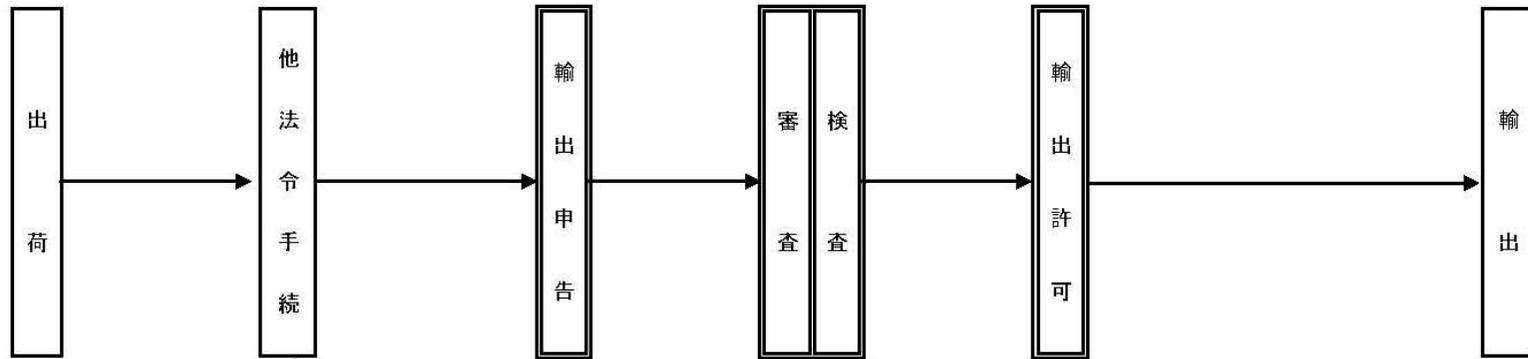
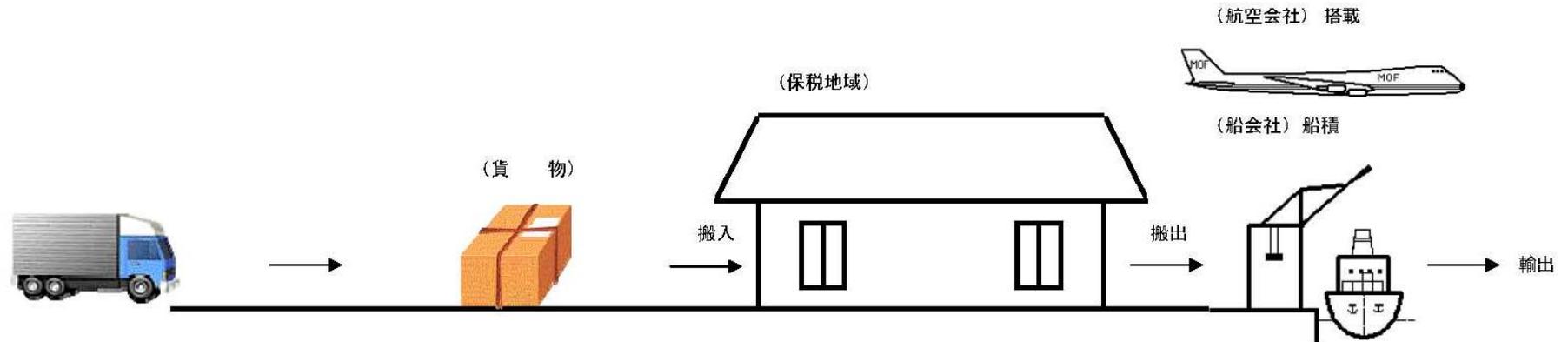


- 
1. 輸出通関の流れ
 2. 輸入通関の流れ
 3. 税関における水際取締り
 - ▶ 関税関係法令以外の法令による輸出入規制の確認に係る根拠規定
 - ▶ 大型X線検査装置による貨物の検査
 4. 通関所要時間について
 5. 輸出入許可後における事後調査
 - ▶ 輸出事後調査
 - ▶ 輸入事後調査
 6. 国際輸出管理レジーム
 7. 安全保障に関する貿易管理の枠組み
 8. 輸出令関係不正輸出事例
 9. 国連安保理決議1540号への対応
(仮陸揚貨物に対する取締強化策)



【参考】北朝鮮に対する制裁措置への対応(貨物検査法の概要)
【別紙】関税関係法令以外の法令に係る確認対象法令一覧

1. 輸出通関の流れ



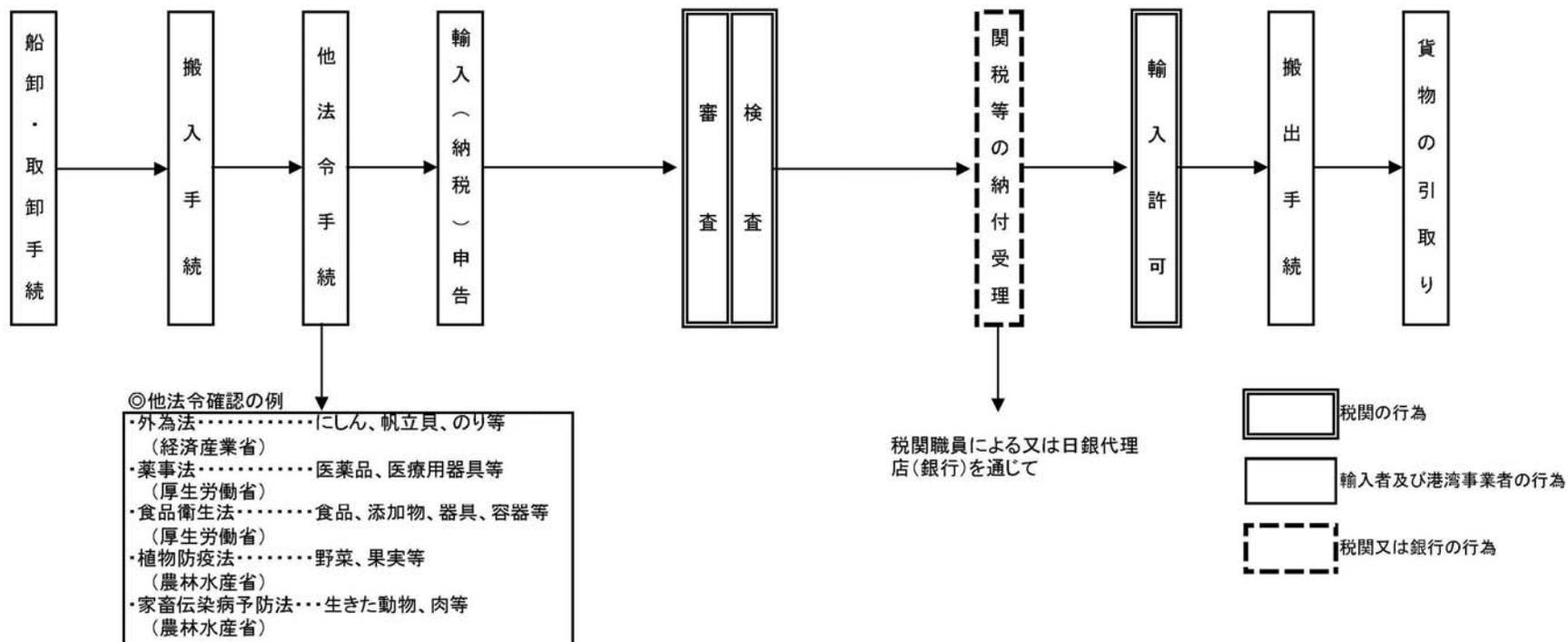
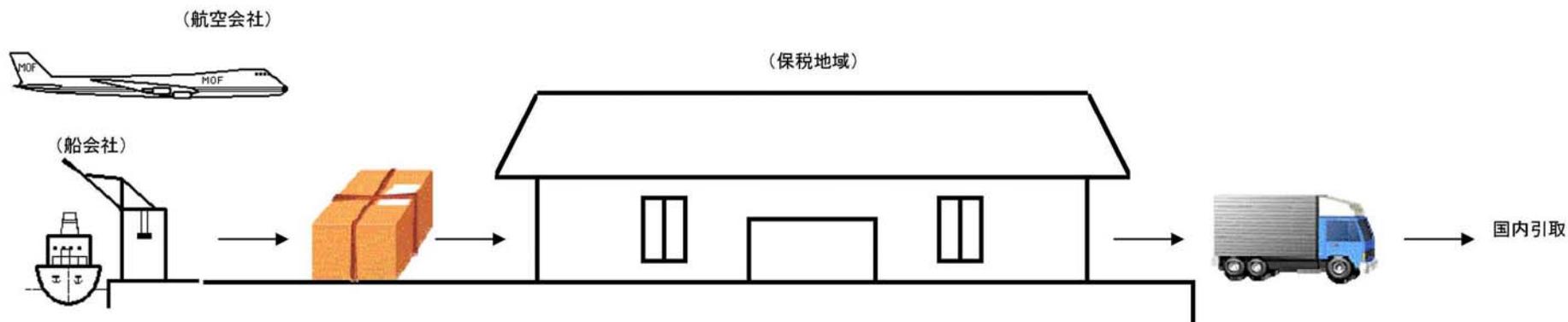
◎他法令確認の例

- ・外為法……………精密機器、産業廃棄物等
(経済産業省)
- ・植物防疫法……………野菜、果実等
(農林水産省)
- ・道路運送車両法……………中古自動車
(国土交通省)

税関の行為

輸入者及び港湾事業者の行為

2. 輸入通関の流れ



3. 税関における水際取締り(1/2)

■ 関税関係法令以外の法令による輸出入規制の確認に係る根拠規定

(詳細は別紙参照)

関税法(昭和二十九年四月二日法律第六十一号) (抄)

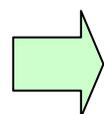
(証明又は確認)

- 第七十条 他の法令の規定により輸出又は輸入に関して許可、承認その他の行政機関の処分又はこれに準ずるもの(以下この項において「許可、承認等」という。)を必要とする貨物については、輸出申告又は輸入申告の際、当該許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければならない。
- 2 他の法令の規定により輸出又は輸入に関して検査又は条件の具備を必要とする貨物については、第六十七条(輸出又は輸入の許可)の検査その他輸出申告又は輸入申告に係る税関の審査の際、当該法令の規定による検査の完了又は条件の具備を税関に証明し、その確認を受けなければならない。
- 3 第一項の証明がされず、又は前項の確認を受けられない貨物については、輸出又は輸入を許可しない。

(税関職員の権限)

- 第一百五条 税関職員は、この法律(第十一章(犯則事件の調査及び処分)を除く。)又は関税率法その他関税に関する法律で政令で定めるものの規定により職務を執行するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる行為をすることができる。
- 一 外国貿易船等、外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機若しくは車両で外国貨物を積んでいるもの、これらに積み込まれている貨物、保税地域にあり、若しくは保税地域に出し入れされる貨物又はこれらの貨物以外の外国貨物について、所有者、占有者、管理者、船長、機長、運送人その他の関係者に質問し、若しくは検査し、又はこれらに代えて関係書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を提示させ、若しくは提出させること

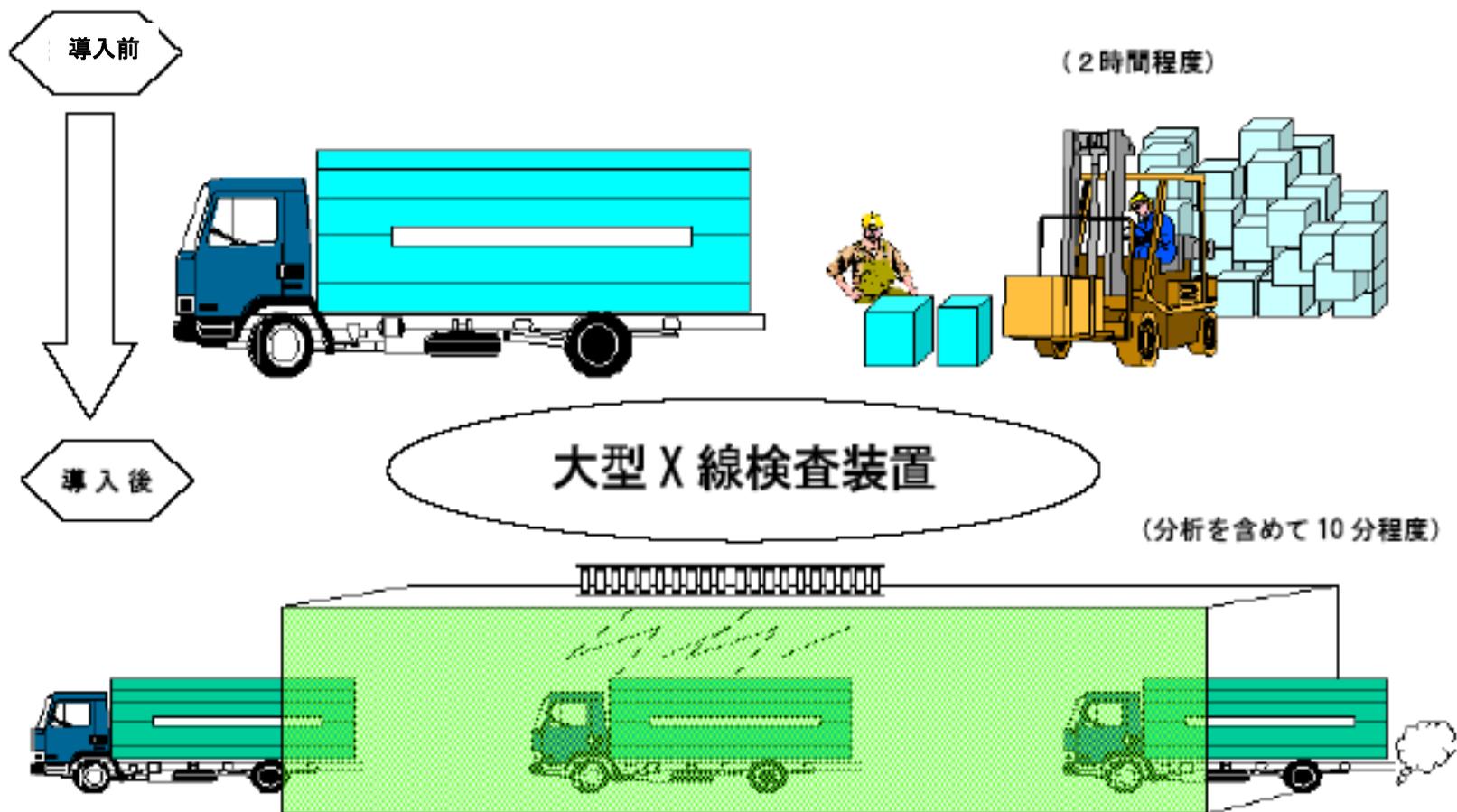
(以下省略)



- 他省庁所管法令については、一義的に法令所管省庁が対応・執行
- 税関は、関税法70条に基づき他省庁所管の手続完了を確認

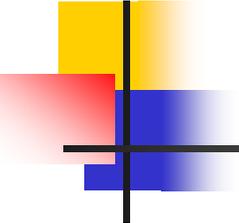
3. 税関における水際取締り(2/2)

■大型X線検査装置による貨物の検査



[導入状況]

平成13年2月	横浜港(本牧埠頭)	平成16年3月	苫小牧港、新潟港、清水港、北九州港
平成14年3月	大阪港、神戸港(P1)	平成17年3月	横浜港(大黒埠頭)、四日市港、神戸港(六甲)
平成15年3月	東京港(青海)、名古屋港、博多港	平成18年3月	仙台港、東京港(大井)、水島港



4. 通関所要時間について

■ 輸入通関所要時間調査の概要

財務省は、従来からおおむね3年ごとに、輸入手続の所要時間調査を実施。平成21年3月に実施した第9回の調査結果は以下の通り。

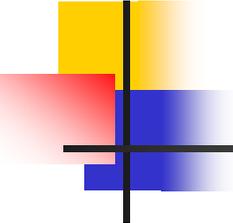
(平成24年3月に実施した第10回の調査結果については、現在集計中。)

- ▶ 通関所要時間(輸入申告～輸入許可)は、海上貨物で3.1時間、航空貨物で0.4時間。
- ▶ 輸入者がAEO制度^(注)を利用したAEO貨物の場合の通関所要時間(輸入申告～輸入許可)は、海上貨物及び航空貨物ともに0.1時間。

(注)AEO(Authorized Economic Operator)制度とは、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された貿易関連業者を税関が認定し、迅速で簡素な通関手続を提供する制度

■ 輸出通関所要時間について

輸出手続の所要時間調査については、輸出者の意思により輸出手続の開始時点等が大きく異なるなど、純粹に物流に関する手続き等の時間を反映するものではないことから実施していない。



5. 輸出入許可後における事後調査

■ 輸出事後調査

輸出者の事務所等を訪問して行う調査等を通じ、輸出された貨物に係る手続が関税法及び外国為替及び外国貿易法等の関係諸法令の規定に従って正しく行われたかを確認し、適正な輸出通関の確保を図る。

(実績) 平成21事務年度(注)、22事務年度は共に約750者に対し実施。

(注)事務年度とは毎年7月から翌年6月までの期間を表す。

■ 輸入事後調査

輸入者の事務所等を訪問して行う調査等を通じ、輸入された貨物に係る納税申告等が関税に関する法令の規定に従って正しく行われたかを確認し、不適正な申告等はこれを是正するとともに、適切な申告指導を行い、適正な納税申告等の確保を図る。

(実績) 平成21事務年度(注)、22事務年度は共に約6,000者に対し実施。

(注)事務年度とは毎年7月から翌年6月までの期間を表す。

6. 国際輸出管理レジーム

	WA (ワッセナー・アレンジメント)	NSG (原子力供給圏グループ)	AG (オーストラリア・グループ)	MTCR (ミサイル技術管理レジーム)
設立目的・趣旨	地域紛争防止の観点からの通常兵器及び関連資機材の輸出規制	(1)1974年のインドの核実験成功を契機として発足した、原子力関連の原料物資等、専用設備の輸出規制 (2)その後92年にイラクの核兵器開発問題等を契機として核兵器の製造等に使用される可能性のある製造設備等の汎用品の輸出規制を追加	イラン・イラク戦争における化学兵器使用を契機として発足した、化学・生物兵器の原材料及び製造設備等の輸出規制	80年代初頭、ミサイル開発が活発化してきたことを背景とした大量破壊兵器の運搬に寄与し得るミサイル、部品及び製造設備等の輸出規制
参加国	41カ国	46カ国	40カ国	34カ国
規制対象品目	(1)武器 (2)汎用品 ①先端材料 ②材料加工 ③エレクトロニクス ④コンピュータ ⑤通信関連 等	(1)原子力専用品・技術 ①核物質 ②原子炉・附属装置 ③重水・原子炉級黒鉛 ④ウラン濃縮・再処理等プラント (2)原子力関連汎用品・技術	(1)化学兵器 ①化学剤 ②化学兵器汎用製造設備 (2)生物兵器 ①生物剤 ②生物兵器汎用製造設備	(1)ロケット・無人航空機 (2)ロケット、無人航空機に使用され得る資機材・技術

7. 安全保障に関する貿易管理の枠組み(輸出令別表第1関係)

	通常兵器関連	大量破壊兵器関連		
枠組み	ワッセナーアレンジメント(41カ国) (Wassenaar Arrangement)	核兵器関連(46カ国) NSG(原子力供給国グループ) (Nuclear Suppliers Group)	化学・生物兵器関連(40カ国) AG(オーストラリアグループ) (Australia Group)	ミサイル関連(34カ国) MTCR(ミサイル関連機材・ 技術輸出規制) (Missile Technology Control Regime)
背景・発足	地域紛争防止の観点から1996年に発足。 [通常兵器及び関連資機材の輸出規制]	パート1: 1974年のインドの核実験成功を契機として1977年に発足。 [原料物資等、専用設備の輸出規制] パート2: イラクの核兵器開発問題等を契機として1992年に発足。 [核兵器の製造等に使用される可能性のある製造設備等汎用品の輸出規制]	イラン・イラク戦争における化学兵器使用を契機として1985年に発足。 [化学・生物兵器の原材料及び製造設備等の輸出規制]	80年代初頭、ミサイル開発が活発化してきたことを背景として1987年に発足。 [大量破壊兵器の運搬に寄与し得るミサイル、部分品及び製造設備等の輸出規制]
1の項	武器 銃砲 軍用車両 軍用航空機 軍用船舶 等	2の項 核	3の項 化学	4の項 ミサイル
5の項から15の項	汎用品 先端材料 材料加工 エレクトロニクス コンピュータ 通信関連 センサー・レーザー 航法関連 海洋関連 推進装置 機微品目 その他		原子力専用品(パート1) ・核原料物資(天然ウラン、劣化ウラン、トリウム)及び特殊核分裂性物資(プルトニウム239、ウラン233、濃縮ウラン) ・原子炉、重水素及び重水、原子炉級黒鉛等 ・再処理プラント、同位体分離、濃縮プラント、重水製造プラント等 原子力関連汎用品(パート2) ① 産業機械(工作機械等) ② 素材(繊維材料、シリコン等) ③ ウラン同位体分離関連機器(フッ素製造用電解槽、レーザー等) ④ 重水製造プラント関連機器(アンモニア発生装置等) ⑤ 核実験関連用装置(X線発生装置等) ⑥ 核爆発装置の部品(中性子発生システム等)	
16の項	(1) 通常兵器にかかる キャッチオール規制	(2) 大量破壊兵器にかかるキャッチオール規制 (関税率法別表第25類~40類、54類~59類、63類、68類~93類、95類に該当する貨物)		

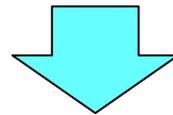
木材、繊維等は、「16の項 キャッチオール規制」の対象外。

8. 輸出令関係不正輸出事例

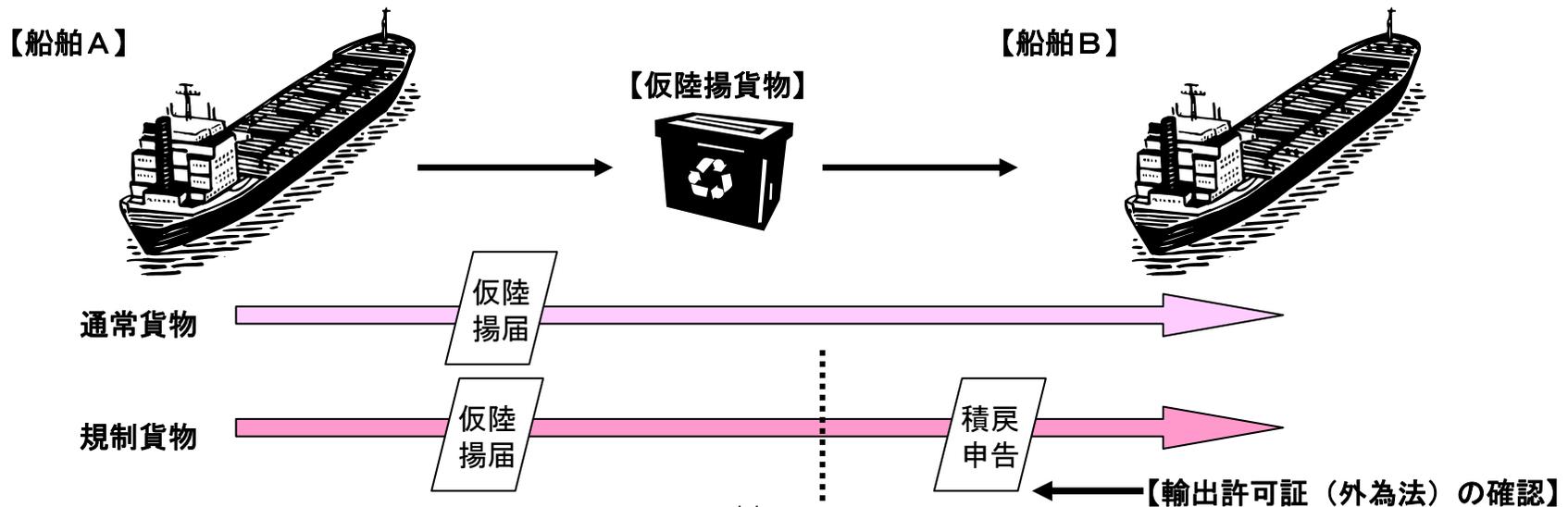
告発年月日	物件名	数量	仕向国	概要
平成18年10月11日	三次元測定機	3台	シンガポール共和国	核兵器の開発、製造等に使用されるおそれのあるものとして、経済産業大臣の個別輸出許可又は特定包括許可が必要である三次元測定機3台を、シンガポール共和国に輸出するにあたり、その精度を低く偽ることにより、別途、経済産業大臣から取得していた、一般包括輸出許可に該当する三次元測定機として偽った輸出申告を行い、当該貨物を輸出したものの。
平成21年6月5日	中古タンクローリー	2台	北朝鮮	核兵器の開発、製造等に使用されるおそれのあるものとして経済産業大臣への許可の申請が必要である中古タンクローリー2台を、同許可の申請をすべき対象国から除外されている大韓民国経由で北朝鮮向けに不正に輸出することを企て、最終仕向地を大韓民国とする等、虚偽の内容で輸出申告を行い、当該貨物を輸出したものの。
平成23年12月7日	炭素繊維成型品	3枚	香港台湾	先端材料として経済産業大臣の輸出許可(個別)が必要である炭素繊維成型品3枚を、同許可が不要となる小額特例(5万円以下)を悪用して不正に輸出することを企て、申告価格を5万円以下の低価に偽った輸出申告を行い、当該貨物を輸出したものの。

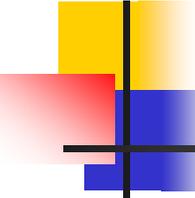
9. 国連安保理決議1540号への対応（仮陸揚貨物に対する取締強化策）

- ▶ 2001年9月の米国同時多発テロの発生
- ▶ 大量破壊兵器等の不拡散に関する決議（国連安保理決議1540号）の採択（大量破壊兵器等の積換え等に係る適切な管理等の義務付け）
- ▶ 「積換規制」担保のため外為法の規制対象として、大量破壊兵器関連貨物を追加（改正前は武器のみが対象）【輸出貿易管理令の改正】



- ▶ 外為法の輸出規制の対象となる仮陸揚げ貨物の積戻し申告を関税法70条における他法令確認の対象化（平成19年3月関税改正）





【参考】北朝鮮に対する制裁措置への対応（貨物検査法の概要）

1. 目的

安保理決議第1874号等を踏まえ、我が国が実施する北朝鮮特定貨物（大量破壊兵器及び武器の関連物資等の対北朝鮮禁輸貨物のうち、通過貨物（仮陸揚貨物を含む）が対象。）の検査等について定め、安保理決議の実効性を確保し、国際社会の平和と安全に対する脅威の除去に資すること。

2. 北朝鮮特定貨物の検査等

（1） 検査

- ① 海上保安庁長官は、内水又は領海若しくは公海において、対象船舶が北朝鮮特定貨物を積載していると認めるに足りる相当な理由があるときは、海上保安官に検査させることができる。
- ② 税関長は、港又は空港にある船舶又は航空機並びに保税地域にある貨物に対し、同様の理由があるときは、税関職員に検査させることができる。

（2） 提出命令と保管

海上保安庁長官又は税関長は、上記検査の結果、北朝鮮特定貨物があることを確認しときは、船長等に対し、その提出を命ずることができる。また、提出を受けた北朝鮮特定貨物を保管しなければならない。

3. 税関の対応

本法は、平成22年5月28日に成立し、6月4日公布、7月4日施行。平成23年7月には、政省令改正により、奢侈品を北朝鮮特定貨物に追加。海上保安庁等の関係行政機関と緊密な連携・協力をを行い、適切に対応。

▶ 不正薬物等の密輸取締りに係る広報ポスター



税関は、不正薬物をはじめとした、社会の安全・安心を脅かす物品を、全国の港や空港などの水際で、24時間取り締まっています。

 **税関**

連絡ダイヤル(24h) 0120-461-961

税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/>

▶ 麻薬探知犬による貨物検査風景

